

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成25年1月18日

審査機関名 株式会社 JACO CDM

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	金属プレス工場における照明設備の更新（水銀灯・蛍光灯→LED）
排出削減事業者名	株式会社池田製作所
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構
事業実施場所	株式会社池田製作所 本社工場、倉庫工場（群馬県太田市西新町 135-3） 第二工場、ブランキング工場（群馬県太田市西新町 2-77） 第三工場（群馬県太田市西新町 3-3） 南工場（群馬県太田市西新町 135-4） 新田工場（群馬県太田市新田小金井町 320-26）
事業の概要	本事業は、本社工場・第二工場・第三工場・南工場・新田工場における水銀灯照明および蛍光灯照明を高効率の LED 照明に更新することで、事業所の省エネルギー化および CO2 排出量の削減を図る。
排出削減量の計画	【限界電源炭素排出係数の場合】 事業所：本社工場、倉庫工場 2012年度：40 tCO2 /年 （事業実施期間合計 40 tCO2） 事業所：第二工場、ブランキング工場 2012年度：19 tCO2 /年 （事業実施期間合計 19 tCO2） 事業所：第三工場 2012年度：7 tCO2 /年 （事業実施期間合計 7 tCO2） 事業所：南工場 2012年度：8 tCO2 /年 （事業実施期間合計 8 tCO2）

	事業所：新田工場 （事業実施期間合計 20 tCO2） 事業全体 （事業実施期間合計 93 tCO2） 【全電源炭素排出係数の場合（参考値）】 事業全体 （事業実施期間合計 73 tCO2）	2012年度：19 tCO2 /年 2012年度：93 tCO2 /年 2012年度：73 tCO2 /年
国内クレジット 認証期間	開始日 終了予定日	2012年 12月 17日 2013年 3月 31日
排出削減方法論	方法論番号 006 照明設備の更新	

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所： 株式会社池田製作所 本社工場他 4 工場 （群馬県太田市西新町 135-3） 事業実施サイトの視察日付：2012年 11月 8日
追加性を有すること	1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。 2) 設備が継続利用可能であること 排出削減事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備を継続して利用できることを、現地視察及び事業者への質問等により確認した。 3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数は 3.2 年である。投資回収年数計算の根拠データについて、事業者及び関係者への質問

	<p>及び検算、関連証憑との突合により適切性を確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>既存の照明設備は法定耐用年数の2倍を超えておらず、まだ利用出来るが、従来よりコンプレッサーの削減等、省エネルギー並びにCO2削減を推進してきており、国内クレジット制度による当事業に至った事を質問によって確認している。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>排出削減事業者への質問、その他関係者への質問、排出削減事業者の提出した誓約書の確認等により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認している。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 006 に基づき排出削減量を計算しており、また、その方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>【方法論 006 照明設備の更新】</p> <p>適用条件1：事業実施前の照明設備よりも省電力の照明設備に更新することを更新前後の照明設備の仕様書(カタログ)の参照、現地視察により確認している。</p> <p>適用条件2：照明設備の更新を行わなかった場合、事業実施前の設備を継続的に利用することができることを現地視察及びヒヤリングにより確認している。</p> <p>適用条件3：事業実施後の照明設備の電力使用量に最も影響を与える活動量を把握できることを、現地視察及びヒヤリングによって確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリング方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>

4. 特記事項

該当なし。

以上